



## ○国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

## ○免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

## ○納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

## ○将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(※1) 一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めることが必要です。

(※2) 免除の承認を受けた期間および免除区分によって、反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

## ○免除等の申請受付

令和8年度分（7月～令和9年6月分）は、7月1日（水）から申請受付を開始します。

### マイナンバーカードを使って国民年金手続きの電子申請ができます

令和4年5月11日より、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が開始されました。また、マイナポータルと、ねんきんネットをつなげることで、ご自身の年金記録の確認や将来の年金見込額を試算することができます。詳細はマイナポータルサイトをご覧ください。※最初にマイナポータルの「利用者登録」が必要になります。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-33-5026



## 「在宅介護実態調査」を実施します

町では、第10期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定に向けた準備を進めています。

この計画の基礎資料とするため、「要介護（支援）認定」を受け、在宅で生活をしている方の日頃の生活状況等を把握することを目的として、「在宅介護実態調査」を実施します。

この調査は、町の高齢者保健福祉および介護保険事業の今後の方向性を決めるための大切な調査であり、現在の第9期計画策定時と同様の手法で実施するものです。

対象となる方には調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

**調査対象者：**在宅で生活する余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、要介護（支援）認定を受けている方 ※基準日：令和8年6月1日

**調査時期：**6月下旬～ **調査方法：**郵送による調査

※町の委託事業者から調査対象者あてに郵送で調査票を配布します。記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください（切手不要）。

申込み・問合せ 保険課 介護保険係 ☎21-2119